

西宮市交通事故防止対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公用車による交通事故の防止及び交通事故を起こした職員に対する研修その他の措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 自動車運転手とは、西宮市職員の職名に関する規則（昭和33年西宮市規則第14号）第2条第3号に規定する自動車運転主任、自動車運転副主任及び自動車運転手をいう。（以下同じ。）

2 一般職員とは、前項以外の職員をいう。

3 事故回数とは、当該職員が過去1年間に起こした公用車による事故のうち、市の過失割合が50%を超えるもの（管財課長が特に認めたものを除く。）の回数をいう。

(事故報告及び届出義務)

第3条 職員は、公務中に公用車による事故を起こした場合は、所属長に報告しなければならない。

2 職員は、公務中に公用車による事故を起こした場合において、その過失割合が50%を超えるか、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項において「法」という。）第96条第1項12号若しくは第13号の規定により議会の議決を要するとき（法第180条第1項の規定により専決処分できるものを除く。）は、所属長とともに所属の局長に報告しなければならない。

3 自動車運転手は、公務中又は私用中を問わず、交通事故又は道路交通法等法令の違反（以下「交通事故等」という。）により免許停止以上の処分を科せられた場合は、直ちに所属長を通じて人事課長及び管財課長に届け出なければならない。

(事故に伴う研修等)

第4条 公務中に公用車による事故（物損及び人身の双方を含む。）を起こした職員に対し、事故の再発防止のため次の事故回数に応じた区分により講習会等の研修や服務上の措置を実施する。

事故回数	研修等内容
	自動車運転手（含兼務）、一般職員共通
1回	安全運転講習会受講
2回	上記+適性検査
3回以上	服務上の措置を検討

- 2 公務中に公用車による事故を起こした一般職員のうち、管財課長が運転技術を未熟と認める者に対して、運転技術向上のため運転実技の研修の受講を命じることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、過去の事故の累積状況や直近に起こした事故の経過、内容等により必要と判断される場合は、サービス上の措置を検討する。

(運転免許停止等の措置)

- 第5条 第3条第3項の規定による届出があつた場合は、当該自動車運転手に対し、サービス上の措置を検討する。
- 2 免許の停止又は取り消しの処分を受けた自動車運転手に対しては、その期間他の業務に従事させる。

(一般職員の特別研修)

- 第6条 公務上運転を必要とする職場に所属する一般職員のうち、運転技術に自信がないと思う者は、所属長の推薦に基づき運転技術の向上のため自動車教習所において運転実技の研修を受けることができる。
- 2 前項の推薦人数が多数の場合は、管財課長が調整し研修の受講者を決定する。
 - 3 第4条、前条第1項及び第1項に規定する研修に係る事務は、研修厚生課が所管する。

(西宮市交通事故措置検討委員会)

- 第7条 この要綱の規程に基づき必要な措置を検討する場合は、管財課長、人事課長、研修厚生課長で構成する西宮市交通事故措置検討委員会に諮り、措置の内容を決定する。なお、当委員会が必要と判断した場合は、分限懲戒審査委員会の開催を求めることができる。

(優良運転手の表彰)

- 第8条 一定の期間無事故・無違反で、かつ勤務成績が優秀な自動車運転手に対し、優良運転手として表彰することができる。
- 2 前項の一定期間は、5年以上とし、表彰の区分は、5年表彰、10年表彰及び15年表彰（以下5年を単位として加算した年数で表彰）とする。
 - 3 表彰の区分に重複して該当する場合は、上位の表彰のみを受けることができる。
 - 4 表彰は、表彰を受けようとする者の申告に基づき行う。
 - 5 無事故・無違反期間の確認は、自動車安全運転センターの発行する無事故・無違反の証（以下「証明書」という。）に基づき行う。
 - 6 証明書の発行の申請は、表彰を受けようとする者が行い、その費用は市が負担する。
 - 7 表彰を受けようとする者の所属長は、証明書を添付して総務局長へ具申するものとする。

(優良運転職場の表彰)

第9条 一定の期間無事故・無違反の職場は、優良運転職場として表彰することができる。

2 表彰の対象職場は、管財課・環境衛生課・美化第1課・美化第2課及び美化第3課とする。

3 第1項の一定の期間は、500日以上とし、表彰の区分は500日表彰、1000日表彰及び1500日表彰（以下500日を単位として加算された日数で表彰）とする。

4 表彰は、所属長の申し出により行う。

5 前条第1項及び第1項に規定する表彰に係る事務は、人事課で所管する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。（要綱と要領を一本）

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。（第3条に局長報告挿入）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。（事故研修の強化）

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。（組織改正）

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。（組織改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（要綱一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。（組織改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。（組織改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。（組織改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。（組織改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。（要綱一部改正）